製造産業基盤強化基金補助金交付要綱（平成28年1月27日制定）、皮革関連産業競争力強化事業実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和5年3月末現在

1．基金の概要

基金（事業）の名称	皮革産業基盤強化特別振興事業基金（皮革産業競争力強化事業）
法人名	一般社団法人日本皮革産業連合会
基金額（国庫補助金相当額）	321百万円（321百万円）
基金事業の目的	皮革産業の競争力強化を図り、皮革産業の健全な発展に寄与すること。
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	皮革産業における経営改善等の支援や、人材育成、販路開拓、ブランド化、技術開発、国際交流、普及啓発等の事業を実施する。
基金事業を終了する時期	令和14年3月末
次回の見直し時期	令和7年
基金事業の目標	皮革及び皮革製品製造業者の令和15年度の国内出荷額2，200億円を維持

2．見直し結果

項目		講ずる措置	
実施した見直しの概要 （平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））		平成28年度から事業を開始、平成29年、30年、令和元年、2年、3年度に事業の見直しを実施。 今後とも経済産業省の指導監督に従い『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』に適合するよう適切に実施。	
目標達成の評価		これまで行ってきた皮革ソムリエによる人材育成事業、インバウンド対策事業などにより、コロナの影響は見られ縷々ものの、徐々に成果が上がっており、皮革関連産業の国内出荷額維持に十分寄与している。	
基金の保有割合		0.66	
	基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝令和5年3月末の基金額÷事業費所要見込額 ＝321百万円÷（54百万円×9年） 54百万円は、令和2年、3年、4年度の支出実績額の平均	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果		使用見込みの低い基金等の該当の有無	有 ・ 無
		[有の場合]該当する理由：	
その他			

3. 運用方法

科目		当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金		資金の安全性と資金管理の透明性が確保されるため。	296
短期・長期信託		―	0
有価証券		―	0
	国債	―	0
	政保債、地方債	―	0
	その他社債等	―	0

4. 執行状況

			令和4年度	令和5年度見込み
収入	国費		0	0
	国費以外	出資等	0	0
		運用収入	1	0
		その他	0	0
	前年度繰り越し		377	321
	(マイナス)返納額		0	0
	合計(a)		378	321
支出(事業費等)	補助金		0	0
	事業費		48	76
	管理費(※支出先は当法人及び事務局)		8	9
	合計(b)		56	85
基金残高(a-b)			321	236
出資残高			0	0
貸付残高			0	0
債務保証残高			0	0

＜交付額等＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
交付決定件数	7	8	8	－
交付決定額	45	45	48	76

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。
※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日　行政改革推進本部)

製造産業基盤強化基金補助金交付要綱（平成28年1月27日制定）、皮革関連産業競争力強化事業実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和5年3月末現在

1．基金の概要

基金（事業）の名称		革靴製造業事業基盤強化支援事業基金（革靴製造業競争力強化事業）
法人名		一般社団法人日本皮革産業連合会
基金額（国庫補助金相当額）		1，701百万円（1，701百万円）
基金事業の目的		革靴製造業の経営安定化及び事業多角化を図り、革靴製造業の健全な発展に寄与すること。
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）		革靴製造業における経営改善等の支援や、人材育成、販路開拓、ブランド化、技術開発、国際交流、普及啓発等の事業を実施する。
基金事業を終了する時期		令和14年3月末
次回の見直し時期		令和6年度
基金事業の目標		革靴製造業者の令和14年度の国内出荷額720億円を維持

2．見直し結果

項目		講ずる措置	
実施した見直しの概要 （平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））		平成28年度から事業を開始	
目標達成の評価		平成28年度から事業を開始、平成30年、令和元年、2年、3年度に事業の見直しを実施。 今後とも経済産業省の指導監督に従い『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』に適合するよう適切に実施。	
基金の保有割合		0.79	
	基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝令和5年3月末の基金額÷事業費等所要見込額 ＝1，701百万円÷（239百万円×9年） 239百万円は、令和3年、4年度の事業費及び管理費合計支出実績額の平均 補助金事業が令和2年度に終了したことから、令和3年、4年度の事業費及び管理費の合計支出実績額の平均を算定に使用する。	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果		使用見込みの低い基金等の該当の有無	有 ・ 無
		[有の場合]該当する理由：	
その他			

3. 運用方法

科目		当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金		資金の安全性と資金管理の透明性が確保させるため。	1,591
短期・長期信託		－	0
有価証券			0
	国債	－	0
	政保債、地方債	－	0
	その他社債等	－	0

4. 執行状況

			令和4年度	令和5年度見込み
収入	国費		0	0
	国費以外	出資等	0	0
		運用収入	0	0
		その他	2	0
	前年度繰り越し		1,949	1,701
	(マイナス)返納額		0	0
	合計(a)		1,951	1,702
支出(事業費等)	補助金		0	0
	事業費		226	220
	管理費(※支出先は当法人及び事務局)		24	21
	合計(b)		250	241
基金残高(a-b)			1,701	1,460
出資残高			0	0
貸付残高			0	0
債務保証残高			0	0

＜交付額等＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
交付決定件数	1	1	1	－
交付決定額	260	201	226	220

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。
※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日　行政改革推進本部)